

更別村開村80周年記念事業協賛事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、更別村開村80周年を村民とともに祝い、村の魅力を発信することを目的に、団体等（以下「申請者」という。）が村の協賛により更別村開村80周年記念を広く広報するために実施する冠事業（以下「冠事業」という。）に対して補助するために、必要な事項を定めるものとする。

(冠の名称及び使用)

第2条 冠の名称は、「更別村開村80周年記念」とする。

2 冠事業を実施する場合は冠名を表示するものとし、広報されるよう多様な機会で使用するものとする。

(対象事業)

第3条 冠事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの期間、冠の名称を用いて実施する事業

(2) 更別村開村80周年記念を祝して、村民5名以上で構成する団体等の主催により実施する新規事業

(3) 申請者の会員等に留まらず、又は特定の個人のみを対象とせず広く村民等の参加を募る事業、若しくは広く村民等に開村80周年をPR、周知できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、冠事業の対象としないものとする。

(1) 村の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある事業

(2) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがある事業

(3) 特定の政党、思想又は宗教団体を支援し、若しくは支援していると誤解を与えるおそれがある事業

(4) 特定の個人、事業所その他各種団体の営利又は宣伝を主たる目的とする事業

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。)又は暴力団員(法第2条第6号の暴力団員をいう。)と関係する事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、村長が不相当と認める事業
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、必要と認める経費に対して、予算の範囲内において交付する。

2 参加料、入場料等参加者の負担を求める場合は、事業内容及び規模からみて、適正な額を設定すること。

3 参加料、売払収入、寄附金等の収入がある場合には、これら収入の額を差し引いた額を補助する。

4 補助金の交付は、申請者につき1件を限度とする。

(補助金の交付対象とならない経費)

第5条 次に掲げる費用については、補助金の交付対象外とする。

(1) 飲食費

(2) 参加賞品若しくは景品

(3) 申請者の構成員に対する謝礼

(4) その他冠事業実施に直接関係のない経費

(事業の申請)

第6条 冠事業を希望する申請者は、別記様式第1号の更別村開村80周年記念事業承認申請書(以下「承認申請書」という。)を提出するものとする。なお、申請者が村から既に補助金の交付を受けている場合は、承認申請書を担当課に提出し、補助金の交付を受けていない場合は、総務課に提出するものとする。

(事業の承認)

第7条 前条により承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、申請者に通知する。

(補助金の申請等)

第8条 前条により補助金の交付を認められた申請者は、更別村補助金等交付規則(以下「規則」という。)に基づき補助金の申請から実績報告

までの処理をするものとする。なお、規則に基づく書類の提出は、申請者が村から既に補助金の交付を受けている場合は担当課に提出し、補助金の交付を受けていない場合は、総務課に提出するものとする。

（補助金交付の取消し）

第9条 規則に定めるもののほか、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱に反し、又は違反するおそれがある場合
- （2） 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- （3） 補助金を目的以外に使用したとき。
- （4） その他村長が不適當と認めた場合

（責任の制限）

第10条 村は、前条の規定により申請者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

2 冠事業の実施及びこれに伴う行為によって、申請者又は第三者に損害又は損失が生じたときは、村は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行し、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式第1号（第6条関係）

更別村開村80周年記念事業承認申請書

年 月 日

更別村長 西 山 猛 様

住 所

団体名

代表者（役職・氏名）

担当者

連絡先 — —

下記の事業について、更別村開村80周年記念事業協賛事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

事業名	
開催日（期間）	年 月 日～ 年 月 日
実施場所	
事業内容	
PRする範囲（人）	
経費内訳 （項目と金額を記載 すること）	
収入内訳 （同上）	
補助金申請額	円（千円未満切り捨て）

※構成員名簿を添付して下さい。

※事業の内容が分かる書類（企画書やパンフレット等）があれば添付して下さい。

《同意事項》

- ・更別村開村80周年記念事業協賛事業補助金交付要綱を遵守します。